（内部取引に関する書類）

第三十七条の七の三　法第八十一条の十五第十三項（連結事業年度における外国税額の控除）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第八十一条の十五第十三項の連結法人の国外事業所等と本店等との間の法第六十九条第四項第一号（外国税額の控除）に規定する内部取引（以下この条において「内部取引」という。）に該当する資産の移転、役務の提供その他の事実を記載した注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類若しくはこれらに相当する書類又はその写し

二　法第八十一条の十五第十三項の連結法人の国外事業所等及び本店等が内部取引において使用した資産の明細並びに当該内部取引に係る負債の明細を記載した書類

三　法第八十一条の十五第十三項の連結法人の国外事業所等及び本店等が内部取引において果たす機能（リスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該内部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいう。以下この号において同じ。）の引受け及び管理に関する人的機能、資産の帰属に係る人的機能その他の機能をいう。次号において同じ。）並びに当該機能に関連するリスクに係る事項を記載した書類

四　法第八十一条の十五第十三項の連結法人の国外事業所等及び本店等が内部取引において果たした機能に関連する部門並びに当該部門の業務の内容を記載した書類

五　その他内部取引に関連する事実（資産の移転、役務の提供その他内部取引に関連して生じた事実をいう。）が生じたことを証する書類

第三十七条の九第二項及び第三十七条の十一第二項中「第三十九条の六十第七項」を「第三十九条の六十第五項」に改める。

第三十七条の十二第四号中「第八十一条の十八第一項」を「第八十一条の十八」に改める。

第三十九条第一項第一号中「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項及び第三項において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。次号及び第三項において「旧厚生年金保険法」という。）」に改め、同項第二号中「厚生年金保険法」を「平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法」に改め、同条第四項中「第百五十七条第二項第二号」を「第百五十六条の四第四項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第百五十七条第二項第二号（信託に係る退職年金等積立金額の計算）」を「第百五十六条の四第四項第二号（厚生年金基金契約に係る退職年金等積立金額の計算）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　令第百五十六条の二第十六号に規定する財務省令で定めるものは、旧厚生年金保険法第百六十五条の二第二項（連合会から確定給付企業年金への年金給付等積立金の移換）の規定により旧厚生年金保険法第百四十九条第一項（連合会）に規定する連合会から移換された旧厚生年金保険法第百六十五条の二第一項に規定する年金給付等積立金、平成二十五年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下この項において「旧確定給付企業年金法」という。）第十条の二第三項（厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務の確定給付企業年金への移転）の規定により平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十号（定義）に規定する旧厚生年金基金（以下この項において「旧厚生年金基金」という。）から権利義務が承継された旧確定給付企業年金法第百十条の二第四項に規定する積立金、旧確定給付企業年金法第百十一条第二項（厚生年金基金から基金への移行）若しくは第百十二条第四項（厚生年金基金から基金への移行）の規定により旧厚生年金基金から権利義務が承継された旧厚生年金保険法第百三十条の二第二項（年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約）に規定する年金給付等積立金又は旧確定給付企業年金法第十五条の三第二項（厚生年金基金から確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換）の規定により旧厚生年金基金から移換された同条第一項に規定する脱退一時金相当額とする。

第三編第一章の章名を次のように改める。

第一章　国内源泉所得

第六十条の三中「第百八十七条第九項第一号（恒久的施設を有しない外国法人の課税所得）」を「第百七十八条第九項第一号（国内にある資産の譲渡により生ずる所得）」に改める。

第六十条の四を削る。

第六十条の五の見出しを「（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）」に改め、同条中「第百四十二条（国内源泉所得に係る所得の金額の計算）」を「第百四十二条第一項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）」に、「国内源泉所得の金額」を「恒久的施設帰属所得に係る所得の金額」に、「、同条」を「、同条第二項」に改め、同条の表を次のように改める。

第九条第一号（特別な評価の方法の承認申請書の記載事項）	第五十九条第一項各号	同条第一項第三号に掲げる書類又はその写しにあつては、当該納税地又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下「事務所等」という。）の所在地に保存しなければならない		
	第六十二条（青色申告）の規定により読み替えられた第五十九条第一項各号	第六十二条の規定により読み替えられた第五十九条第一項第三号に掲げる書類のうち同号の取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下「事務所等」という。）の所在地における保存に代えて、当該書類の内容及び実態等に照らして合理的と認められる事務所等（当該書類の内容及び実態等に照らして合理的と認められる事務所等がない場合にあつては、当該書類に係る取引を行つた事業所等）に保存することができる		
第二十六条の三第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金に係る帳簿書類の保存）	第六十二条の規定により読み替えられた第五十九条第一項第三号に掲げる書類のうち同号の取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下「事務所等」という。）の所在地における保存に代えて、当該書類の内容及び実態等に照らして合理的と認められる事務所等（当該書類の内容及び実態等に照らして合理的と認められる事務所等がない場合にあつては、当該書類に係る取引を行つた事業所等）に保存することができる			
	第六十二条の規定により読み替えられた第五十九条第一項第三号に掲げる書類のうち同号の取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下「事務所等」という。）の所在地における保存に代えて、当該書類の内容及び実態等に照らして合理的と認められる事務所等（当該書類の内容及び実態等に照らして合理的と認められる事務所等がない場合にあつては、当該書類に係る取引を行つた事業所等）に保存することができる			
第二十六条の五第一項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金に係る帳簿書類の保存）	第六十七条第一項各号（帳簿書類の整理保存等）	第六十七条第四項（帳簿書類の整理保存等）の規定により読み替えて適用される同条第一項各号	第六十七条第四項の規定により読み替えられた同条第一項第一号	書類のうち同条第四項の規定により読み替えて適用される同条第一項第一号の取引に係る事務所等の所在地に保存することがその外国法人が行う事業の内容及び実態等に照らして合理的と認められるものについては、当該取引に係る事務所等の所在地における保存に代えて、第六十七条第一項第二号に掲げる書類の相当の理由があると認められるものについては、当該書類又は当該書類に係る電磁的記録を納税地に保存しているものとみなす
	第六十七条第一項第一号	書類又はその写しにあつては、当該納税地又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない		